

中小企業の定義・申請の上限額

1 中小企業の定義

中小企業者に該当する事業所については、次の基準により確認してください。

業種分類	中小企業基本法の定義
① 製造業、建設業、 運輸業その他（② ③④を除く）	資本金の額又は出資の総額：3億円以下の会社 又は 常時使用する従業員の数：300人以下の会社及び個人
② 卸売業	資本金の額又は出資の総額：1億円以下の会社 又は 常時使用する従業員の数：100人以下の会社及び個人
③ サービス業	資本金の額又は出資の総額：5千万円以下の会社 又は 常時使用する従業員の数：100人以下の会社及び個人
④ 小売業	資本金の額又は出資の総額：5千万円以下の会社 又は 常時使用する従業員の数：50人以下の会社及び個人

- 業種分類：総務省所管の日本標準産業分類による
- 別業種に属する複数の事業を持つ場合：「主たる事業」に該当する業種区分で判断
- 大企業の親会社から一定の出資を受けているなどの「みなし大企業」：上記表の基準を満たせば中小企業に該当

2 申請の上限額（事業所の助成上限額2,000万円）

事業所の助成上限額2,000万円に関しては、次の点にご注意ください。

(1) 平成28年度に初めて申請する場合

新規雇用フルタイム労働者9名を申請する場合、全員が225万円で上限を超過してしまうケース（2,025万円）の調整

○=1人削除して8人で申請

$$225万円 \times 8人 = 1,800万円$$

×=任意に支給申請額を225万円から220万円に変更

$$220万円 \times 9人 = 1,980万円$$

(2) 平成27年度に初めて支給決定を受け、平成28年度に特例申請する場合

H27：支給決定額 1,345万円

フルタイム 225万円×5人=1,125万円

短時間 110万円×2人= 220万円

H28：申請可能額 2,000万円－1,345万円=655万円以内